

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

日付：2004年8月19日

提出元：イー・アクセス株式会社¹

題名：「バンドプラン」について

「バンドプラン」に関する課題について、各社より寄書が複数提出されているが、それに対し、以下のとおり、弊社の考え方を述べる。

1. バンドプランについて

1.1MHz以下の周波数帯域について

当社としては、新たな伝送システムの開発およびサービス導入を妨げる蓋然性が高いため、バンドプランは規定せず、従来の伝送性能保護基準値の考え方に従ったスペクトル管理を引き続き行うことを支持したい。

1.1MHzを超える周波数帯域について

他メンバーより、G.993.1 BandplanA に従うことが提案されているが、当社としては、TTC で策定するスペクトル管理標準の中に、バンドプランを設定することになれば、将来的に、日本のDSLマーケットでは、新規の伝送システムの導入の選択を狭めることになる（標準化されているバンドプランを否定する主旨ではない）ので、現時点でバンドプランを決めることについては、反対したい。

また、多くのDSL事業者の主力サービスとなっているQuadスペクトルを利用したサービスへの影響については、上記の干渉計算の対象となる周波数帯域を1.1MHzから3.75MHzへ拡張することによって同様に保護がはかれると考える。

本寄書に関連する寄書番号	SMS-15-PDN-02 SMS-15-SEI-04 SMS-15-TOKAI-01 SMS-15-NTTE-08 SMS-15-SBB-01RI
本寄書に関連する課題番号	C . 5 . 2

以上

¹ イー・アクセス株式会社
渡辺 芳治 南 健太郎 大橋 功